社会福祉法人共生の里定款

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第二種社会福祉事業

（イ）　障害福祉サービス事業の経営

（ロ）　特定相談支援事業の経営

（ハ）　障害児相談支援事業の経営

（ニ）　生計困難者に対する相談支援事業

（ホ）　生計困難者に対する無料低額宿泊所事業

（ヘ）　老人居宅介護等事業

（ト）　老人デイサービス事業

（チ）　認知症対応型老人共同生活援助事業

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人共生の里という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を福岡県行橋市南泉２丁目２８番３号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、職員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した

理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員１名が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の評議員１人あたりの総額が２０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

２　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴ 監事の解任

⑵ 定款の変更

⑶ その他法令で定められた事項

４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第２項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

５　第２項及び第３項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理　事　７名以上９名以内

（２）　監　事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、３名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

⑴ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

⑵ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

（職　員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

⑴ この法人の業務執行の決定

⑵ 理事の職務の執行の監督

⑶ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２６条　理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

２　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の４種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　現金　　金１千万円

（２）　北九州市八幡西区折尾三丁目 1547 番地２　所在の建物　　一棟

家屋番号　　1547 番２の１

共同住宅　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建

床面積　　１階　206.41 ㎡の全てを社会福祉事業用として使用

２階　206.41 ㎡中、社会福祉事業用としては 186.25 ㎡を使用

３階　206.41 ㎡の全てを社会福祉事業用として使用

（３）　北九州市八幡西区折尾三丁目 1547 番地２　所在の建物　　一棟

家屋番号　　1547 番２の２

共同住宅　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建

床面積　　１階　80.31 ㎡　２階　80.31 ㎡　３階　80.31 ㎡

（４）　北九州市八幡西区折尾三丁目 1547 番２　所在の土地　　一筆

宅地　　721.06 ㎡

（５）　北九州市八幡西区折尾三丁目 1547 番９　所在の土地　　一筆

宅地　　6.39 ㎡

（６）　北九州市八幡西区折尾三丁目 984 番 33　所在の土地　　一筆

山林　　575 ㎡中法人の持分は 1000 分の 83

(11)　山口県下関市生野町２丁目３番５　所在の土地　　一筆

宅地　　203.59 ㎡

(12)　山口県下関市生野町２丁目３番７　所在の土地　　一筆

宅地　　110.04 ㎡

(13)　山口県下関市生野町２丁目３番５、３番７　所在の建物　　一棟

家屋番号　　３番５の１、３番５の２

診療所・車庫・店舗　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建

床面積　　１階　189.03 ㎡　２階　205.87 ㎡　３階　17.46 ㎡

(14) 北九州市八幡東区山王２丁目33番11　所在の土地　一筆
宅地　83.57㎡
(15) 北九州市八幡西区幸神２丁目３番116　所在の土地　一筆
宅地　1937.62㎡
(16) 北九州市八幡西区幸神２丁目３番地116　所在の建物　一棟
家屋番号　３番116
寄宿舎　鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
床面積　１階　560.13㎡　２階　358.53㎡
３階　358.53㎡　４階　358.53㎡
(17)行橋市南大橋６丁目607番８　所在の土地　一筆
宅地　411.96㎡
(18)行橋市南大橋６丁目607番地８　所在の建物　一棟
家屋番号　６０７番８
倉庫　コンクリートブロック・軽量鉄骨造スレート葺平家建
床面積　230.45㎡
(19)行橋市大字矢留字原1246番　所在の土地　一筆
原野　2,727㎡
(20)行橋市大字矢留字原1246番地　所在の建物　一棟
家屋番号　1246番
グループホーム　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床面積　345.85㎡
(21)行橋市神田町３６１番２　所在の土地　一筆
宅地　223.72㎡
(22)行橋市神田町３６１番地２　所在の建物　一棟
家屋番号　361番２
居宅・店舗　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　１階　103.57㎡　２階　91.03㎡
(23) 北九州市八幡西区楠北三丁目2541番１　所在の土地　一筆
宅地　887.00㎡
(24) 北九州市八幡西区楠北三丁目2541番２　所在の土地　一筆
宅地　513.00㎡
(25) 北九州市八幡西区楠北三丁目2541番３　所在の土地　一筆
宅地　433.00㎡
(26) 北九州市八幡西区楠北三丁目2541番地２、2541番地１　所在の建物　一棟
家屋番号　2541番２
寄宿舎　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　１階　371.79㎡　２階　367.04㎡
(27) 行橋市行事５丁目1041番１　所在の土地　一筆
宅地　227.60㎡
(28) 京都郡苅田町富久町一丁目27番地13　所在の建物　一棟
家屋番号　27番13
教習所　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積　１階　100.59㎡　２階　147.24㎡

(29) 京都郡苅田町富久町一丁目27番13　所在の土地　一筆
宅地　227.39㎡
(30) 山口県下関市大字吉母字新田139番地1、140番地1 所在の建物　一棟
家屋番号　139番1
老人ホーム・デイサービスセンター　木造かわらぶき２階建
床面積　１階　340.17㎡　２階　165.62㎡
(31) 山口県下関市大字吉母字新田139番1　所在の土地　一筆
雑種地　587.00㎡
(32) 山口県下関市大字吉母字新田140番1　所在の土地　一筆
雑種地　326.00㎡
(33) 福岡県行橋市大橋三丁目463番地2　所在の建物　一棟
家屋番号　463番2の2
店舗・事務所　鉄骨造陸屋根３階建
床面積　１階　197.06㎡　２階　208.87㎡　３階　184.72㎡
(34) 福岡県行橋市大橋三丁目462番6　所在の土地　一筆
宅地　124.72㎡
(35) 福岡県行橋市大橋三丁目463番2　所在の土地　一筆
宅地　314.04㎡
(36) 福岡県行橋市大橋三丁目2890番地1、2890番地1先、1143番地3　所在の建物　一棟
家屋番号　2890番1の2
店舗・居宅　鉄骨造陸屋根３階建
床面積　１階　70.00㎡　２階　70.00㎡　３階　57.22㎡
(37) 福岡県行橋市大橋三丁目2890番1　所在の土地　一筆
宅地　56.19㎡
(38) 福岡県行橋市大橋三丁目1143番6　所在の土地　一筆
宅地　25.53㎡
(39) 福岡県行橋市大字流末字藏座1277番地3、　福岡県行橋市大字流末字アフギ1329番地3
所在の建物　一棟
家屋番号　1277番3
老人ホーム　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　１階　1024.49㎡　２階　888.49㎡
(40) 福岡県行橋市大字流末字藏座1277番3　所在の土地　一筆
宅地　1990.25㎡
(41) 福岡県行橋市大字流末字アフギ1329番3　所在の土地　一筆
宅地　157.30㎡
(42) 福岡県行橋市大字流末字藏座1277番4　所在の土地　一筆
宅地　802.52㎡
(43) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番地10、960番地12、960番地1、960番地19、960番地18
所在の建物　一棟
家屋番号　960番10
共同住宅　鉄筋コンクリート造陸屋根高床式４階建
床面積　1階　68.09㎡　2階　68.09㎡　3階　68.09㎡　4階　68.09㎡

(44) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番地18、960番地19　所在の建物　一棟
家屋番号　960番18
店舗・居宅　鉄筋コンクリート・木造瓦葺２階建
床面積　１階　88.16㎡　２階　78.29㎡
(45) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番１　所在の土地　一筆
宅地　39.84㎡
(46) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番10　所在の土地　一筆
宅地　41.38㎡
(47) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番12　所在の土地　一筆
宅地　73.12㎡
(48) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番18　所在の土地　一筆
宅地　64.29㎡
(49) 福岡県北九州市小倉南区北方１丁目960番19　所在の土地　一筆
宅地　72.85㎡
(50) 福岡県北九州市小倉南区城野４丁目93番地１　所在の建物　一棟
家屋番号　93番１
診療所　鉄骨造陸屋根３階建
床面積　１階　28.74㎡　２階　160.78㎡　３階　148.09㎡
(51) 福岡県北九州市小倉南区城野４丁目93番１　所在の土地　一筆
宅地　294.66㎡
(52) 福岡県北九州市小倉南区城野４丁目1705番　所在の土地　一筆
宅地　6.61㎡
(53) 山口県下関市稗田南町８番地６　所在の建物　一棟
家屋番号　８番６
居宅・教習所　鉄筋コンクリート造スレート葺２階建
床面積　１階　189.54㎡　２階　189.54㎡
(54) 山口県下関市稗田南町８番６　所在の土地　一筆
宅地　319.50㎡
(55) 山口県下関市大字永田郷字野中53番地　所在の建物　一棟
家屋番号　53番の２
寄宿舎　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床面積　１階　211.98㎡　２階　200.91㎡　３階　200.91㎡
(56) 山口県下関市大字永田郷字野中53番　所在の土地　一筆
宅地　773.55㎡
(57) 福岡県古賀市舞の里４丁目16番地１、16番地２　所在の建物　一棟
家屋番号　16番１
寄宿舎　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
床面積　１階　536.56㎡　２階　443.99㎡　３階　421.12㎡
（符号１）
ポンプ室　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　6.38㎡
(58) 福岡県古賀市舞の里４丁目16番１　所在の土地　一筆
宅地　2724.58㎡
(59) 福岡県古賀市舞の里４丁目16番２　所在の土地　一筆

宅地　　410.31㎡

(60) 福岡県行橋市神田町417番地2　　所在の建物　　一棟

家屋番号　　417番2

居宅　　木造かわらぶき2階建

床面積　　1階　142.91㎡　2階　63.27㎡

(61) 福岡県行橋市神田町417番2　　所在の土地　　一筆

宅地　　231.37㎡

(62) 北九州市小倉南区沼本町4丁目42番地1　所在の建物　　一棟

家屋番号　　42番1

老人ホーム　　鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建

床面積　　1階　732.68㎡　2階　669.12㎡　3階　669.12㎡

4階　173.42㎡　地下1階　195.00㎡

(63) 北九州市小倉南区沼本町4丁目42番1　所在の土地　　一筆

宅地　　1212.46㎡

(64) 北九州市八幡西区折尾3丁目984番23　所在の土地　　一筆

宅地　　165.59㎡

(65) 北九州市八幡西区折尾3丁目984番28　所在の土地　　一筆

山林　　244㎡

(66) 北九州市八幡西区折尾3丁目984番29　所在の土地　　一筆

宅地　　0.64㎡

(67) 北九州市八幡西区折尾3丁目984番33　所在の土地　　一筆

山林　　575㎡　持ち分1000分の117

(68) 北九州市八幡西区折尾3丁目984番44　所在の土地　　一筆

山林　　6.78㎡　持ち分1000分の107

(69) 北九州市八幡西区折尾3丁目984番地23　所在の建物　　一棟

家屋番号　　984番23

共同住宅　　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積　　1階　58.71㎡　2階　58.71㎡

（符号1）

車庫　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　　17.34㎡

(70) 福岡県行橋市大字矢留字原1243番　　所在の土地　　一筆

墓地　　113㎡

(71) 福岡県築上郡築上町大字湊179番地　　所在の建物　　一棟

家屋番号　179番

寄宿舎　　木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床面積　　1階　165.97㎡　2階　165.97㎡

(72) 福岡県築上郡築上町大字湊179番地　　所在の建物　　一棟

家屋番号　179番の2

寄宿舎　　木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床面積　　1階　111.12㎡　2階　111.12㎡

(73) 福岡県築上郡築上町大字湊179番　　所在の土地　　一筆

宅地　　826.22㎡

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産及び収益事業用財産は、第３６条に掲げる公益を目的とする事業及び第３７条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には福岡県知事の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

⑴ 監査報告

⑵ 理事及び監事並びに評議員の名簿

⑶ 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

⑷ 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

⑴ 地域生活支援事業

⑵ 生活困窮者自立相談支援事業

⑶ 生活困窮者就労準備支援事業

⑷ 訪問看護事業

⑸ 居宅介護支援事業

⑹ 住宅型有料老人ホーム

⑺ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援事業

⑻ 生活困窮者家計改善支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　収益を目的とする事業

（種別）

第３７条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、次の事業を行う。

⑴ 不動産　賃貸業

⑵ ソーシャルファーム事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第３８条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第１３条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げ

るものに限る。）に充てるものとする。

第９章　解散

（解　散）

第３９条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４０条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　定款の変更

（定款の変更）

第４１条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第１１章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４２条　この法人の公告は、社会福祉法人共生の里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４３条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

１　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	宮　本　政　幸
理　事	金　子　久美子
〃	榎　本　孝　史
〃	進　　省　平
〃	奥　　祐　資
〃	進　　礼次郎
監　事	三　村　　誠
〃	井　中　卓　良

２　この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

３　この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

４　この定款は、平成３０年　４月２５日から施行する。
５　この定款は、平成３０年１０月１２日から施行する。
６　この定款は、平成３１年　２月　８日から施行する。
７　この定款は、令和　元年　９月２０日から施行する。
８　この定款は、令和　元年１２月１９日から施行する。
９　この定款は、令和　２年　９月　９日から施行する。
１０　この定款は、令和　３年　６月　４日から施行する。
１１　この定款は、令和　４年　２月１６日から施行する。
１２　この定款は、令和　５年　６月２７日から施行する。
１３　この定款は、令和　５年　８月　１日から施行する。
１４　この定款は、令和　５年１２月　１日から施行する。
１５　この定款は、令和　６年　５月　１日から施行する。
１６　この定款は、令和　６年１２月　１日から施行する。
１７　この定款は、令和　７年　３月　３日から施行する。
１８　この定款は、令和　７年１１月２５日から施行する。
１９　この定款は、令和　７年１２月２９日から施行する。
２０　この定款は、令和　８年　３月２３日から施行する。
２１　この定款は、令和　８年　５月２０日から施行する。